

令和5年度第4回さいたま市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 1 開催日時 令和6年3月27日（水）午後3時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 大宮区役所 401会議室
- 3 出席者名 坂本会長、渡邊副会長、青木委員、園田委員、塚本委員
事務局 渡辺商業振興課長、加藤主任、丸山主任
- 4 欠席者名 ー
- 5 会議の公開・非公開の別 公開（傍聴人は0人）
- 6 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 8条4項に基づく意見審議について
 - ・(仮称)大宮サクラスクエアモール（法第5条第1項 新設届）
 - (3) その他
 - (4) 閉会

【議事概要】

(1) 開会

(2) 議事

【8条4項に基づく意見審議について】

- ・①(仮称)大宮サクラスクエアモール（法第5条第1項）新設届について

事務局からの審議資料を基に概要の説明と庁内連絡会議において行われた審議内容結果（特に意見を付する必要無し）を報告した後、改めて、下記のとおり、8条4項に基づく「意見審議」が行われた。

(坂本会長)

交通の見地から、計画について概ね問題なし。道路の共用廃止前後についても問題なし。駅前の再開発であることからそれなりの対策がされているものと思料する。公共交通にも影響はない。

(渡邊副会長)

騒音の見地から、商業地域であることから特に問題なし。環境対策課の意見は届出 P.13 の a2 地点・77dB を指しているものと推察する。荷さばき、廃棄物車両のピーク時間帯が朝 6、8 時台であり、朝早いいため周辺環境への配慮について注意が必要ではないか。

(事務局) 設置者に伝える。

(渡邊副会長)

図 1 3 音源及び予測地点位置図 (1 階) について、駐車場出入口に地点が落ちているが、これは実質的には、車両が下りていく地下部分になるのではないか。

(事務局) 設置者に確認する。

※ 後日設置者に確認し、実質的には地下部分にあたることを確認済み。

(塚本委員)

敷地東側、南に向かう一方通行の道路の交通量を懸念する。何らかの流入対策が必要ではないか。

(事務局) 設置者に伝える。

(園田委員)

核テナントとなる小売業者について、環境対策に熱心に取り組んでいる事業者であるとみている。プラスプーンなどの有料化への取り組みについても検討があればよい。

(事務局) 設置者に伝える。

(青木委員)

埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜営業を行う事業者は、深夜に施設や敷地にいる青少年に対し、放送や声掛けなどの方法により帰宅を促すことが努力義務として課されている。是非取り組んでほしい。

(事務局) 設置者に伝える。

※その他「指針」を勘案しつつ、当該届出における店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、意見を付す必要はないということに決まった。

(3) その他
特になし

(4) 閉会